

照 会 書

平成19年3月26日

株式会社プラン・ドゥ・シー 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理 事 長 長 尾 治 助

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

弁護士 野々山 宏 (理事)

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。その活動の一つとして、消費者契約の約款の内容を検討して、その適正化のための提言を行っています。

当NPO法人は、貴社が作成した結婚式披露宴会場の利用契約に関する約款であるウェディングパーティー規約書（以下「本規約書」と言います）について検討していますが、貴社に対し、以下の事項について照会いたしますのでご回答をお願いします。

つきましては、本照会に対して、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 ご照会する事項

貴社が作成した本規約書中、第6項に定められたキャンセル料の価額割合の算定根拠をお知らせください。

第2 ご照会の理由

1 貴社の約款の作成

結婚式披露宴会場の利用契約は、結婚式披露宴の実施日より相当程度以前に申し込みをされ、その内容が当初は明確でないものが次第に具体化する特殊性があります。そのため、申し込みから実施までの間で、契約の変更や解約が行われることが起こりやすい契約です。一方、消費者にとっては高額な契約であることが多く、高額となる解約料などを巡って紛争が起こることがあります。

このような結婚式披露宴会場の利用契約に関し、貴社が本規約書により約款を作成していることは、消費者にとって契約内容の予測が可能となり、紛争の予防にとって意義のあることです。ただし、約款の内容が、取引の適正化に資するものでなくてはならず、さらに消費者契約法その他の諸法規に適合することが必要です。

2 貴社が作成した本規約書中、第6項ではキャンセル料金を定めています。

契約の解除に伴う損害賠償の予定、すなわちキャンセル料については、消費者契約法9条1号により、当該事業者に生じる「平均的損害」を越える額を定めた条項は無効となります。

いったん申し込まれた結婚披露宴の利用契約が解約された場合、同一日時に別個の結婚披露宴その他の宴会が実施されないとすると貴社に損害が生じますが、逆に言えば同一日時に、改めて申込みがあり別個の結婚披露宴その他の宴会が実施されるとすると、解約された契約に関する実費以外は損害は生じません。解約された日時に別個の披露宴その他の宴会が申し込まれる可能性は実施日が近づくにつれて低くなると考えられます。第6項記載のキャンセル料が、解約が実施日に近づくにつれて高くなっていることはこのことを考慮したものと考えられます。

第6項記載のキャンセル料は、貴社において一定の根拠を持って定められたものと考えられますが、これが消費者契約法9条1号に定められた「平均的損害」の範囲内であれば有効な約款と考えられます。

については、貴社作成規約第6項記載のキャンセル料が、それぞれいかなる算定根拠によって定められたのかを明らかにしていただくよう照会をするものです。

以 上